

## 学童保育運営費と利用者負担の現状

### 1 学童保育料のしくみと利用者負担割合

平成 26 年度の学童保育の運営には、人件費やおやつ等の事業費、施設管理費などの経費がかかっています。これらの運営費は、区の負担分と保護者が負担する保育料から成り立っています。

### 学童保育運営経費と利用者負担金（平成26年度）

	学童保育室管理・運営費（定年前人件費含む） 1,202,492千円 (100%)			
歳出	委託料 89,083千円 (7.40%)	人件費等 1,006,557千円 (83.71%)	おやつ 64,225千円 (5.34%)	施設管理費 42,627千円 (3.55%)
歳入	学童保育料 (延長、夏休み利用等含む)	189,420千円 (15.75%)	区負担 1,013,072千円 (84.25%)	

### 通常利用 1 人当たりの運営費（月額概算）

項 目	
学童保育管理・運営費	1,202,492,000 円
年間延登録数	45,701 人
1 人当たり年間経費	315,744 円
1 人当たり月経費	26,312 円

## 2 大田区学童保育料と低所得世帯・多子世帯への減免制度

現在、学童保育料は普通利用分として月額 4,000 円の定額制で応能負担ではありません。

そのため、低所得や多子世帯など世帯状況に応じた減額・免除制度を別途設けています。

### 学童保育料

項 目	金 額
通常利用保育料 (月額)	4,000 円
延長利用保育料 (月額)	1,000 円
夏休み利用 (7/21~8/31)	5,000 円
一時利用 (1回)	500 円

### 減免規定

番号	項 目	内 容		
		延長利用を除く	延長利用	
通常利用	(1) 保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	(2) 保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
		上記以外	児童1人につき 月 3,000 円減額	
	(3) 生計を一にする世帯において、2人以上の児童が学童保育を利用しているとき。2人目の児童から		児童1人につき 月 1,000 円減額	
(4) 区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除	
	上記以外	児童1人につき 月 3,000 円減額		
夏休み利用	(1) 保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	(2) 保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
		上記以外	児童1人につき 月 3,500 円減額	
(3) 区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親	免 除	免 除	
	上記以外	児童1人につき 月 3,500 円減額		
その他区長が特に認めるとき。		一時利用に係る保育料を免除		

## 3 他区における学童保育料等の状況

大田区では、児童福祉法に基づく放課児童健全育成事業として実施しています。

### 放課後児童健全育成事業として実施している他区の状況

		学童保育料月額	おやつ代月額	計
	大田区	4,000		4,000
1	文京区	7,000		7,000
2	台東区	4,000	2,000	6,000
3	北区	5,000	1,500	6,500
4	目黒区	8,000		8,000
5	世田谷区	5,000		5,000
6	渋谷区	0	1食 70	1,680
7	中野区	4,400		4,400
8	杉並区	4,000	1,800	5,800
9	豊島区	3,000	1,000	4,000
10	練馬区	5,500		5,500
11	墨田区	4,500		4,500
12	江東区	4,000	1,500	5,500
13	足立区	6,000		6,000
平 均				5,375

※渋谷区はおやつ代1食70円のため、月24日計算で算出